

# 福岡県公報

令和七年二月二十一日  
第五百七十三号  
増刊  
①

## 目次

### 告示(第百一十一号)

○福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

(会計管理局会計課) ……………一

### 人事委員会

○福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

### 再掲

○福岡県の職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局任用課) ……………二

○福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………三

## 告示

### 福岡県告示第百一十一号

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年二月二十一日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示の一部を改正する告示

福岡県の財務担当所及び取引店の指定に関する告示(昭和三十九年四月福岡県告示第百二十号)の一部を次のように改正する。

水産海洋技術センター 内水面研究所	朝倉光陽高等学校	朝倉支店

を

水産海洋技術センター 内水面研究所	朝倉光陽高等学校	朝倉支店

に改める。

### 附則

この告示は、令和七年四月七日から施行する。

## 人事委員会

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年二月二十一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

### 福岡県人事委員会規則第五号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則(昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二イ中

助教師 分隊長	を	助教師 分隊長 伝令(巡査部長の階級のものに限る。)
助教師 分隊長	に	助教師 分隊長 伝令(巡査部長の階級のものに限る。)



福岡県警察官 社会人経験者 B採用試験	公安職給料表の職務の級一 級の職のうち福岡県警察官 社会人経験者A採用試験の 対象となる職以外の職並び に二級の職
---------------------------	---

改める。

別表第二中

福岡県警察官C 採用試験	全ての試験区分	教養試験 論文試験 身体検査 体力検査	専門試験 人物試験 身体測定 資格調査	大学卒業程度
-----------------	---------	------------------------------	------------------------------	--------

を

福岡県警察官C 採用試験	全ての試験区分	教養試験 論文試験 身体検査 体力検査	専門試験 人物試験 身体測定 資格調査	大学卒業程度
福岡県警察官社 会人経験者A採 用試験		基礎能力試験 試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	論文 身体 測定 資格 調査	大学卒業程度
福岡県警察官社 会人経験者B採 用試験		基礎能力試験 試験 人物試験 身体検査 身体測定 資格調査	論文 身体 測定 資格 調査	高等学校卒業程度

に

改める。

別表第三中

福岡県警察官C 採用試験	一 当該年度の初日の前日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 二 当該年度の初日の前日における年齢が二十一歳未満の者であつて、大学を卒業した者又は当該年度の三月までに大学を卒業する見込の者
-----------------	---

を

福岡県警察官C 採用試験	一 当該年度の初日の前日における年齢が二十一歳以上三十歳未満の者 二 当該年度の初日の前日における年齢が二十一歳未満の者であつて、大学を卒業した者又は当該年度の三月までに大学を卒業する見込の者
-----------------	---

福岡県警察官社 会人経験者A採 用試験	当該年度の初日の前日における年齢が三十五歳未満の者であつて、大学を卒業した者又は当該年度の三月までに大学を卒業する見込の者、かつ、当該採用試験の申込開始月の前月末日において、民間企業等における職務経験を二年以上有する者
福岡県警察官社 会人経験者B採 用試験	当該年度の初日の前日における年齢が十七歳以上三十五歳未満の者であつて、当該採用試験の申込開始月の前月末日において、民間企業等における職務経験を二年以上有する者。ただし、大学を卒業した者又は当該年度の三月までに大学を卒業する見込の者を除く。

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県広告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
令和七年二月七日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

改正する規則

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年福岡県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「一月」を「六月」に改め、同項第四号中「であつて、六月以上の任期が定められているもの又は六月以上継続勤務しているものに限り、」を削り、同項第五号中「六週間」を「八週間」に改め、「十四週間」の下に「。次号において「取得可能期間」という。」を加え、同項第六号中「除く。」の下に「。この場合において、取得可能期間から実取得期間を減じた期間で、任命権者が承認したもの（六週間を限度（多胎妊娠の場合を除く。））にあつては、当該期間を八週間に加算することができる。」を加え、同項第九号中「二日」を「三日」に改め、同項第十号中「六週間」を「八週間」に改め、同項第十二号中「三日」を「次のいずれかに掲げる日数」に改め

に

、同号に次のように加える。

イ フルタイム会計年度任用職員のうち、次のいずれかに該当するもの 週休日、第七条第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する六日（現会計年度において任期が複数ある場合は、当該日数から、既に取得した日数を減じて得た日数）

(1) 任期が現会計年度の全期間にわたる者

(2) 前会計年度から引き続きフルタイム会計年度任用職員（勤務時間を条例第二条第一項で定める職員を含む。以下この号において同じ。）として勤務し、前会計年度における任期（フルタイム会計年度任用職員の職に任用された期間に限る。）と現会計年度における任期とを通算した期間が一年以上であって、現会計年度における任期の満了となる日が九月末日以降となる者

ロ イに掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 三日

第十二条第二項第四号中「一年」の下に「六月」を加え、「三十分」を「四十五分」に改める。

別表第二配偶者の項中「七日」を「十日」に改め、同表子の項中「五日」を「七日」に改め、同表祖父母の項中「継承」を「承継」に改め、同表子の配偶者又は配偶者の子の項中「一日」を「三日」に、「五日」を「七日」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。